

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)			
	施設作業時の維持管理方法	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)			
	維持管理基準への対応状況	別記様式50-1-2のとおり			
	埋立終了後の施設の維持管理方法	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)			
	施設整備・点検の頻度	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)			
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)			
	閲覧対応日時	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)			
	記録する事項、色区の時期及び備え置く期間	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)			
異常時の連絡体制	index11-p2				
排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
ばいじん(g/Nm ³)					
硫黄酸化物(Nm ³ /hr)					
窒素酸化物(cm ³ /Nm ³)					
塩化水素(mg/Nm ³)					
ダイオキシン類(ng-TEQ/Nm ³)					

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A4)

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度(pH)		5.8~8.6		5.8~8.6(海域は要修正)	
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)		48		≦60mg/L	
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)				≦90mg/L	
浮遊物質(S S)(mg/L)		48		≦60mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油)(mg/L)				≦5mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物性油)(mg/L)				≦30mg/L	
フェノール類含有量(mg/L)				≦5mg/L	
銅含有量(mg/L)				≦3mg/L	
亜鉛含有量(mg/L)				≦2mg/L	
溶解性鉄含有量(mg/L)				≦10mg/L	
溶解性マンガン含有量(mg/L)				≦10mg/L	
クロム含有量(mg/L)				≦2mg/L	
大腸菌群数(個/cm ³)				≦日間平均3,000個/cm ³	
窒素含有量(mg/L)		48		≦120mg/L (日間平均60mg/L)	
リン含有量(mg/L)				≦16mg/L (日間平均8mg/L)	
アルキル水銀化合物(mg/L)				検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物(mg/L)				≦0.005mg/L	
カドミウム及びその化合物(mg/L)				≦0.1mg/L	
鉛及びその化合物(mg/L)				≦0.1mg/L	
有機リン化合物(mg/L)				≦1mg/L	
六価クロム化合物(mg/L)				≦0.5mg/L	
ヒ素及びその化合物(mg/L)				≦0.1mg/L	
シアン化合物(mg/L)				≦1mg/L	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)(mg/L)				≦0.003mg/L	
トリクロロエチレン(mg/L)				≦0.3mg/L	
テトラクロロエチレン(mg/L)				≦0.1mg/L	
ジクロロメタン(mg/L)				≦0.2mg/L	
四塩化炭素(mg/L)				≦0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン(mg/L)				≦0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)				≦1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)				≦0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)				≦3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)				≦0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)				≦0.02mg/L	
1,4-ジオキサン				≦0.5mg/L	
チウラム(mg/L)				≦0.06mg/L	
シマジン(mg/L)				≦0.03mg/L	
チオベンカルブ(mg/L)				≦0.2mg/L	
ベンゼン(mg/L)				≦0.1mg/L	
セレン及びその化合物(mg/L)				≦0.1mg/L	
ほう素及びその化合物(mg/L)				≦50mg/L(海域は要修正)	
ふっ素及びその化合物(mg/L)				≦15mg/L(海域は要修正)	
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/L)				≦200mg/L	
ダイオキシン類(pg-TEQ/Nm ³)				≦10pg-TEQ/Nm ³	

別記様式50-1-2 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容（管理型最終処分場）

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基	準	措 置 内 容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	即日覆土の実施、飛散防止ネットの設置。index16-p31, p32
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	即日覆土の実施、消臭剤の散布。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	即日覆土の実施、消火器の配置。index16-p31
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	即日覆土の実施、殺虫剤の散布。
囲 い (第2条第2項第2号)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	立ち入り防止柵(H=1.8m)を周囲に設置。 index16-p31, p32 埋立終了後には、埋立地の周囲に囲いを設置。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	進入口に立札を設置。 index16-p1, p32
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等の定期的の実施。損壊するおそれがある場合には、速やかに防止対策・措置を行う。 index10-p7~p8(維持管理計画書のとおり)
遮水工の砂等による被覆 (第1条第2項第8号)	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	処分場底部に保護砂層(H=0.5m)を設置。Index16-p6
遮水工の点検 (第1条第2項第9号)	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 イ埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、地下水等の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 ロ埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回（ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)

	基 準	措 置 内 容
	<p>ハ埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すると。</p> <p>ニ測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第1条第2項第11号)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
被覆型埋立地における雨水流入防止 (第1条第2項第12号)	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。	被覆型埋立地でないので該当しない。
調整池の点検 (第1条第2項第13号)	調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
浸出液処理設備の維持管理 (第1条第2項第14号)	<p>浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目(2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
防凍措置の点検 (第1条第2項第14号の2)	導水管等に講じた防凍の措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	凍結深度(1m)までの管の埋設。異常が認められた場合には、設置震度の見直し、導水管等の修復を行う。
開渠等の維持管理 (第1条第2項第15号)	埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
発生ガスの排除 (第1条第2項第16号)	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	ガス抜き管の設置。index16-p21
開口部の閉鎖 (第1条第2項第17号)	<p>埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p> <p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
覆いの損壊防止 (第1条第2項第18号)	閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	定期点検及び損傷箇所の即時修復。

基 準		措 置 内 容
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む)の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)

維持管理記録等及び維持管理積立金(法第15条の2の4において準用)

基 準		措 置 内 容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	index10-p7~p14(維持管理計画書のとおり)

廃止基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準		措 置 内 容
構造基準への適合 (第2条第3項第2号イ)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等及び雨水等排出設備が構造基準に適合しないと認められないこと。	各工種を定期的に点検し、破損があった場合は修復を行う。
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	埋立地開口部に50cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発散を防止する。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	埋立地開口部に50cm以上の最終覆土及びガス抜き管を設置し、火災の発生を防止する。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	埋立地開口部に50cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫等の発生を防止する。
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。	埋立終了後にガス抜き管より発生ガス量等を検査し、埋立ガスがほとんど発生していないことを確認する。なお、当該検査でガスの発生が確認された場合は定期的(1回/3月)に
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	埋立終了後にガス抜き管より埋立地内温度を検査し、周辺の地中の温度の差が20℃以下であることを確認する。
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	発生ガス、浸透水質、地下水水質などの検査を実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。
地下水の水質 (第2条第3項第2号ロ)	地下水の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。 地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。 地下の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。	index10-p7～p14(維持管理計画書のとおり)
浸透水の水質 (第2条第3項第2号ハ)	採取設備により採取された浸透水の水質について、次の基準に適合していること ・地下水等検査項目については当該地下水等検査項目に係る基準 ・BODについては20mg/L以下	index10-p7～p14(維持管理計画書のとおり)
開口部の閉鎖 (第2条第3項第2号ニ)	厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	埋立地開口部に50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。

1 産業廃棄物の受入管理**(1) 事前の確認**

排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の情報（種類、量、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入可否を検討する。

(2) 委託契約の締結

(1)の事前の確認において、受入に支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

(3) 受付作業**ア 受付時の確認**

管理棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。

事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は、受入を拒否する。

イ 計量

アの確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入量の計量を行い、廃棄物の種類ごとに埋立量を確認、記録する。

ウ 抜取検査

必要に応じて、搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行い、性状を分析する。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

エ 運搬車両の洗車

搬入を終えた運搬車両は、洗車設備を用いて洗浄し、最終処分場外への廃棄物の飛散を防止する。

2 埋立作業管理**(1) 埋立作業****ア 運搬車両からのダンピング（荷卸し）**

(ア) 産業廃棄物のダンピングは指定した埋立エリアで行う（石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等を埋め立てる場合は、特定の埋立エリアを指定する。）。

(イ) 受け入れた産業廃棄物が遮水工を損壊させるおそれのある形状の場合は、遮水工に近い箇所の埋立は行わないよう配慮する。

イ 敷き均し、転圧作業

(ア) ダンピングした産業廃棄物は、ブルドーザにより埋立エリアに敷き均し、転圧を行う（必要に応じ、破碎・混合作業も実施する）。

(イ) 石綿含有産業廃棄物を埋め立てる際は、敷き均し・転圧作業は行わず、ダンピング後その表面に速やかに覆土する。

(ウ) 廃石綿等は飛散防止措置を行い二重こん包されたもののみを受け入れ、埋め立てる際は敷き均し・転圧作業は行わず、ダンピング後その表面に速やかに覆土する。

(エ) ばいじん及び燃え殻を埋め立てる際は、必要に応じて散水しながら実施することとし、ばいじん等の飛散防止に留意する。また、ダンピング後速やかにその表面を覆土し、転圧作業は覆土の

上から実施する。

(2) 埋立時の覆土

一日の作業終了時には覆土（約 20cm）を行う。

ただし、飛散する恐れのある廃棄物や悪臭が発生する可能性のある廃棄物を受け入れた場合などは、必要に応じて適宜覆土を行うこととする。

(3) 中間覆土

廃棄物層の厚さが概ね 3m に達したときには、約 50cm の中間覆土を行う。

(4) その他環境保全対策等

埋立作業の実施時に、粉じんの発生や廃棄物の飛散が生じる恐れがある場合は、散水を行うなどして支障の発生防止に努める。

また、強風時には埋立作業を行わないこととする。

必要に応じて消臭剤を散布し、悪臭の発散を防止する。

3 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

当該最終処分場においては、次の点検を実施する。

ア 日常点検

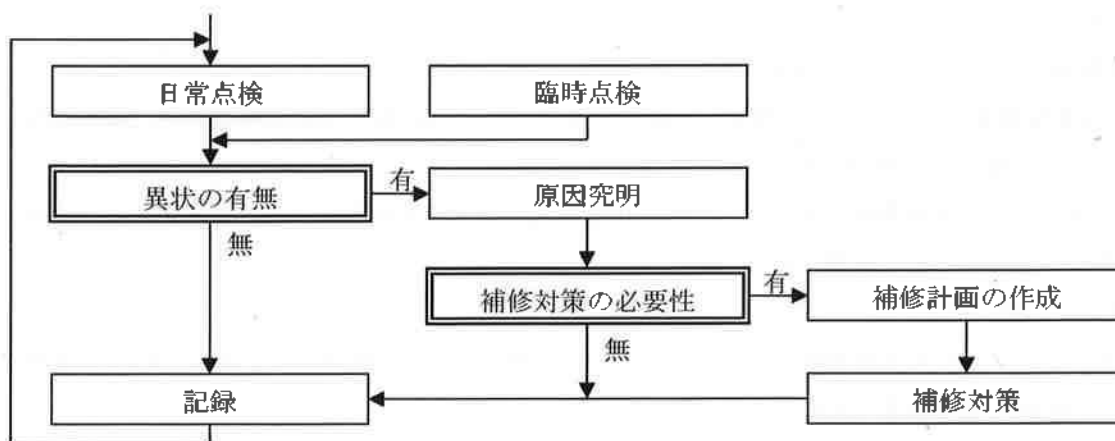
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

イ 臨時点検

大雨、地震時などの異常時に随時実施する点検。

(2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



(3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。

ただし、大雨・地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、随時点検を実施する。

表1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
貯留構造物 (土えん堤)	堤体への廃棄物・土砂の堆積	1回/週	目視
	堤体からの漏水		目視(測定)
	堤体の亀裂		目視
	堤体の膨潤		目視
	堤体の沈下	1回/月	沈下計(測量)
	小段の侵食・崩壊	1回/週	目視(測定)
	法面の侵食・洗掘		目視
	法面のはらみだし		目視
	法面の崩壊・崩落	1回/月	沈下計(測量)
	基礎地盤の沈下	1回/週	目視
立札	汚れ・損壊	1回/月	目視
	記載内容		目視
囲い	破損・損壊	1回/月	目視
	範囲明示杭等の状況		目視
遮水工	穴あき、引き裂き傷、ひび割れ	1回/日	目視
	異常な伸び		
	マットの膨らみ、へこみ、突っ張り		
	マットの剥がれ		
	マットの劣化状況		
	降雨後の湛水状況		
	接合部の剥がれ、口あき		
マット下部地盤の状況			
浸出液 処理設備	浸出液の水量、水温、水質	1回/日	流量計/温度計/分析
	運転条件の設定	4回/年	確認/再検討
	各処理装置、機器類の状況	1回/日	目視(計測)
調整池	水深	1回/日	計測
	遮水シートの状況		目視
各種 集排水設備	管のひび割れ、損傷(露出部)	1回/月	目視(カメラ)
	スケール付着、土砂堆積状況		
	被覆材の流出(露出部)		
	水量		目視(計測)
その他の設備	支障の有無	1回/月	目視

(4) 異状発見時の対応

(3)の点検により異状が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。

なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について北海道胆振総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 保有水等集排水設備・地下水採取設備

3年に1回を目途に洗浄を行うこととする。

(洗浄は、水質検査の終了後に実施する。)

イ 計量設備(トラックスケール)

年に2回、計量法に基づく定期検査を受検する。

4 浸出液処理設備の維持管理

(1) 低温時の対応

冬季などの低温時は、加温槽を稼働させ常に水温を15℃以上に維持して処理することとし、水温低下による処理能力の低下を防止する。

(2) 温水時の対応

温水時には、必要に応じて生物処理槽に栄養源の添加などを行い、槽内の微生物環境の維持を図る。

(3) 増水時の対応

ア 増水が予想される時期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留水量の削減に努め、必要に応じて調整池の堆積物の除去も実施する。

イ 調整池での貯留容量を超えるような想定以上の降雨となった場合は、埋立地と調整池との間の導水管に設けたバルブを閉じ、一時的に浸出水を埋立地内部に貯留し、浸出水の流出を防止する。

(4) 水量・水質変動への対応

処理水量や処理水質の変動に応じて、各処理水槽における滞留時間や薬剤の投入量等の調節を行い、適切な処理レベルの維持に努める。

(5) 汚泥の処理

浸出液処理設備の運転に伴い発生した汚泥は、附帯する脱水設備で脱水処理を行った後、埋立地で埋立処分する。

(6) 従業員への教育

浸出液処理設備の運転マニュアルを整備し、その内容について従業員に周知徹底する。

4 モニタリング

施設の機能、周辺的环境に与える影響及び廃止基準の達成状況などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

(1) モニタリング内容等

当該最終処分場におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

ア 埋立開始前

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	埋立開始前 1回	
	電気伝導率			
	塩化物イオン濃度 ゲイゲル類			

イ 埋立開始から廃止まで

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	1回/年	
	電気伝導率		1回/月	
	ゲイゲル類		1回/年	
処理原水	pH等	浸出液処理設備 原水槽	1回/週	※1
	排水基準等		1回/年	※2
放流水	pH等	浸出液処理設備 処理水槽	1回/月	※1
	排水基準等		1回/年	※2
	DXNs		1回/年	
悪臭	硫化水素臭	埋立エリア	随時	
残余容量	残余の埋立容量	埋立地	1回/年	※3

ウ その他廃止基準関係 (埋立終了後)

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
保有水等	pH等	埋立地内	1回/3月	※1、※4
	排水基準等	浸出水排水ピット	1回/6月	※2、※4
埋立ガス	発生量	ガス抜き設備 (堅型ガス抜き管)	1回/3月	※5
	メタン濃度			
	二酸化炭素濃度			
	硫化水素濃度			
埋立地 温度	埋立地内温度	ガス抜き設備 (堅型管)	1回/3月	※6
	埋立地外温度	地下水採取設備 (下流)	1回/3月	

※1 pH等=pH、BOD、SS、T-N

※2 排水基準等=排水基準項目、維持管理基準値設定項目のうち pH 等以外の項目

※3 埋立地の残余の埋立容量について、原則として測量により確認する。なお、当該検査は、埋立終了後は実施しない。

※4 埋立終了後の最初の検査の結果によっては、検査は1回/年の頻度とし、水質が落ち着いてきた時点で、標記の検査頻度に変更する。

※5 埋立終了後の最初の検査でガスの発生が確認されない場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

※6 埋立終了後の最初の検査で埋立地内と埋立地外の温度の差が 20℃未満である場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

(2) 異状時に講じる措置

ア 埋立開始前

地下水水質検査で異状（地下水等検査項目の検出など）が確認された場合は、原因究明調査を行う。

また、異状が確認された項目については、(1)イにおける検査頻度を1回/3月とし、一定期間継続監視する。

イ 埋立開始から廃止まで

(ア) 地下水

地下水水質検査で異状（水質の悪化など）が確認された場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合を除き、原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道胆振総合振興局に報告する。

原因調査の結果、その原因が当該最終処分場にあることが判明した場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、北海道胆振総合振興局と協議の上、適切な対策を講じるものとする。

(イ) 放流水

a 基準超過時

放流水水質検査で特異な異状（排水基準等基準超過など）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道胆振総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

b 水質悪化時（基準超過は見られないが、地下水等検査項目を検出した場合など）

放流水水質検査で異状（過去に検出していない項目の検出など）が確認された場合は、その原因の調査を行い、適切な対策を講じるものとする。

(ウ) 悪臭

埋立時に硫化水素臭が確認された場合は、ただちに臭いが確認された埋立エリア周辺を立入禁止とし、適切な防護策を講じた上で埋立ガスの硫化水素濃度を測定するとともに、原因の調査を行う。

また、測定した硫化水素濃度及び原因調査方針について、速やかに北海道胆振総合振興局に報告し、対応を協議した上で、適切な対策を講じるものとする。

5 情報管理

(1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお、作成した記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

ア 閲覧場所

株式会社アールアンドイー 本社事務所

イ 閲覧時間

9時から17時まで（日曜日及び祝祭日を除く。）

ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

表2のとおりとする。

表2 閲覧に供する記録及び備え置く期日

	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の 属する月の翌月の末日
	擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
3	遮水工の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の 属する月の翌月の末日
	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
4	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた 日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
	水質検査の結果	
5	地下水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
	上記措置の内容	
6	調整池の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の 属する月の翌月の末日
	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
7	浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の 属する月の翌月の末日
	浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
8	導水管等の防凍措置の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の 属する月の翌月の末日
	有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
9	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の 属する月の翌月の末日

(2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該最終処分場の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア 公表するホームページのアドレス

<http://www.rande.co.jp/> (変更する場合があります。)

イ 公表期間

(ア) 維持管理の状況に関する情報

表 2 に定める備え置く期日から起算して 3 年を経過するまでの間

(イ) 維持管理に関する計画

許可後から当該最終処分場の廃止までの間

6 埋立処分終了後の維持管理

(1) 埋立処分終了後の維持管理費用

埋立処分終了後廃止までの間の維持管理費用に充てるため埋立期間中に法に基づき適正に維持管理積立金を積み立て、埋立終了後には、積み立てた額の中から当該年度の維持管理に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行う。

(2) 埋立終了時の措置

ア 廃棄物の埋立終了時は、埋立地の開口部を 50cm 以上の土砂で最終覆土する。

また、覆土面は張芝及び低木の植樹により植生工を施す。

イ 発生ガス及び埋立地内外の温度を確認し、モニタリングの要否を確認する。

(3) 廃止までの維持管理

埋立終了後には、3 の施設の整備・点検計画の表 2 に次の項目を追加する。

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
覆い	損壊の有無	1 回/月	目視